

平成 21 年 12 月 4 日

環境省が要望する地球温暖化対策税（案）

（環境省作成資料）

目 次

・平成 22 年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案	1
・世帯当たり直接の税負担額の変化	2
・地球温暖化対策税の全体像	3

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

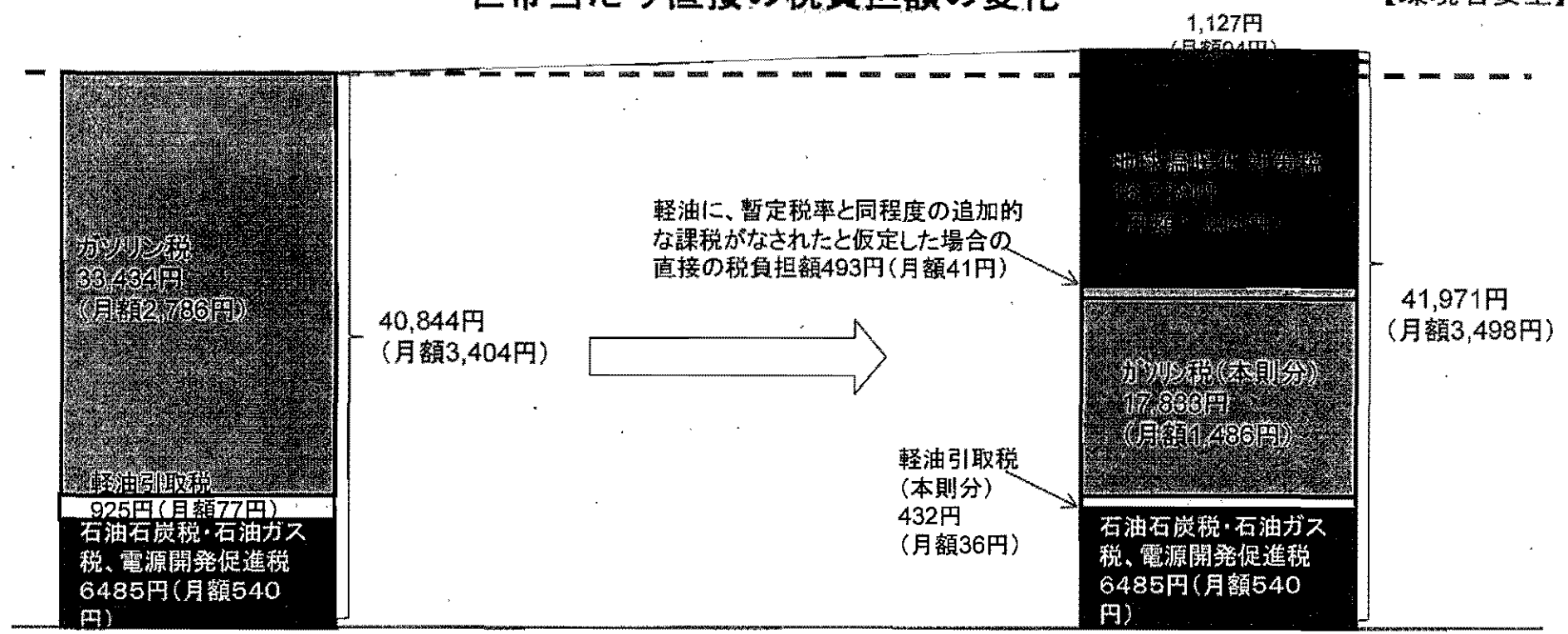
【課税の仕組み】	<p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p>
【税率】	<p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)
【税収額】	<p>○総額約2.0兆円</p> <p>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</p> <p>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</p>
【軽減措置】	<p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応</p>
【実施時期等】	<p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p>
【使途】	<p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p>

○その他

・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

世帯当たり直接の税負担額の変化

【環境省要望】



現行

	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	422
LPG	1,643
都市ガス	255
電力	2,839
ガソリン	34,701
軽油	984
合計	40,844 (月:3,404)

地球温暖化対策税創設

	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	997
LPG	1,897
都市ガス	706
電力	5,719
ガソリン	31,588
軽油	1064
合計	41,971 (月:3,498)

世帯当たり年間1,127円の負担増

- ・暫定税率廃止による負担減 -16,094円
- ・地球温暖化対策税創設による負担増 +16,728円
- ・軽油への追加的な課税による負担増 + 493円

+ 1,127円
(月額94円)

※軽油に、暫定税率と同程度の追加的な課税がなされたと仮定して試算

地球温暖化対策税の全体像

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕

